

## 老人ホーム等の運営における暴力団員等の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）における軽費老人ホーム及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの届出等に関して、宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号、以下、「県暴力団排除条例」という。）、下記条例及び下記施行規則に基づき、老人ホーム等の施設運営から暴力団員等を排除するために必要な事項について定めるものとする。

記

(条例)

- イ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第84号）（第12条関係）
- ロ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第85号）（第13条関係）
- ハ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第86号）（第13条関係）

(施行規則)

- イ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年宮城県規則第30号）（第31条関係）
- ロ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年宮城県規則第31号）（第26条関係）
- ハ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年宮城県規則第32号）（第29条関係）

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、社会福祉法、老人福祉法、条例及び県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

(1) 老人ホーム等

軽費老人ホーム、養護老人ホーム、及び特別養護老人ホームをいう。

(2) 役員等

理事、監事、その他いかなる名称を問わず、老人ホーム等の業務に関する一切の権限を有し、又は老人ホーム等の業務を総括する権限を代行することができる者をいう。

(3) 暴力団員等

県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(誓約書の提出)

第3条 老人ホーム等の施設長及び役員等は暴力団員等に該当する者であってはならない。

2 老人ホーム等の設置者は、次の第1号から第2号に掲げる場合にあっては法に定める期限内に、第3号に掲げる場合にあっては当該届出を行う3週間前までに、第4号に掲げる場合にあっては変更のあった日から1月以内に別記様式に定める誓約書を宮城県知事宛てに提出しなければならない。

ただし、これに相当すると知事が認めるものを提出する場合にあっては、別記様式に

よらないことができる。

(1) 設置許可・認可申請の場合

(軽費老人ホーム)

老人福祉法第62条第2項の規定による設置の許可の申請を行う場合。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)

老人福祉法第15条第4項の規定による設置の認可の申請を行う場合。

(2) 変更届出の場合

社会福祉法第63条第1項の規定による変更の届出（設置者の氏名又は施設の管理者の氏名に係る変更に限る。）を行う場合。

(3) 設置届出の場合

(軽費老人ホーム)

社会福祉法第62条第1項の規定による設置の届出を行う場合(市町村が設置し、施設の運営を社会福祉法人等が行う場合は、運営法人の役員等に関して誓約書を提出するものとする。第4号に定める場合も同じ。)

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)

老人福祉法第15条第3項による届出を行う場合（市町村及び地方独立行政法人が設置し、施設の運営を社会福祉法人等が行う場合は、運営法人の役員等に関して誓約書を提出するものとする。第4号に定める場合も同じ。)

(4) 役員等に変更があった場合

法に定める場合に限らず、老人ホーム等の施設長及び役員等に変更があった場合。

(照会)

第4条 保健福祉部長は、前条第2項の規定による誓約書を受理した場合において、老人ホーム等の施設長及び役員等が暴力団員に該当するか否かについて、宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長に照会するものとする。

(措置等)

第5条 前条の照会の結果、老人ホーム等の施設長及び役員等が暴力団員等に該当することが判明したときは、県は社会福祉法又は老人福祉法の規定に基づく措置を行うものとする。

2 第3条第2項第3号に定める場合に、老人ホーム等の施設長及び役員等が暴力団員等に該当することが判明したときは、設置者は当該届出を県に届出できないものとする。

## 附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。